物価高騰対応支援給付金を支給します



①≪新たな令和６年度住民税非課税世帯・新たな令和６年度住民税均等割のみ課税世帯≫

【対象者】令和６年６月７日（基準日）に今金町内に住民登録があり、世帯全員が**令和６年度新たに住民税が非課税である世帯、**または**令和６年度新たに住民税均等割のみが課税されている世帯。**

・住民税課税者の被扶養者のみからなる世帯は支給対象外です。
・令和５年度に実施した物価高騰対応支援給付金（非課税世帯）７万円、または物価高騰対応支援給付金（住民税均等割のみ課税）10万円を受け取った世帯等は支給対象外です。
※今金町以外で令和５年度以降に同様の低所得者向けの給付金の受給対象となった世帯も対象外です。

【支給額】１世帯当たり10万円

②≪低所得者の子育て世帯≫



【対象者】上記、**物価高騰対応支援給付金「新たな令和６年度住民税非課税世帯」・「新たな令和６年度住民税均等割のみ課税世帯」の対象であって、同一世帯に18歳以下の児童**（平成18年４月２日以降に生まれた児童で18歳に達する日以後最初の３月31日までの児童）**がいる世帯。**
（生計を同一にしていること、別居の場合は別居監護が証明できることを条件とします。）

・令和５年度に実施した物価高騰対応支援給付金（低所得者の子育て世帯）５万円を受け取った世帯等は支給対象外です。
※今金町以外で令和５年度以降に同様の低所得者向けの給付金の受給対象となった世帯も対象外です。

【支給額】児童１人につき５万円

①・②≪共通≫

【受付期間】８月２日（金）まで ※**転入者等の申請期限は７月22日（月）～８月16日（金）まで**

手続方法	世帯全員が令和６年１月１日以前から町内に住民登録がある。	令和６年１月２日以降に転入した世帯員がいる、また、未申告者がいる。
	支給対象となる可能性のある世帯の世帯主の方には、７月12日に確認書を発送しました。 必要事項等を記入の上、同封の返信用封筒で期限までに返送してください。	該当すると思われる方は、**①税務住民課、②保健福祉課**窓口で申請書様式を受け取り、申請書と転入者、または未申告者の非課税証明書・課税証明書（均等割のみ課税）、身分証明書を提出してください。 **未申告の場合は、税務住民課での申告が必要です。**

【問合せ】
□「新たな令和６年度住民税非課税世帯の給付金・
　新たな令和６年度住民税均等割のみ課税世帯の給付金」について
　→　今金町役場税務住民課（課税収納グループ）　☎82-0111
□「低所得者の子育て世帯の給付金」について
　→　今金町総合福祉施設としべつ内保健福祉課（総務グループ）　☎82-2780

午前８時30分から午後５時15分までです。
電話連絡による予約をお願いします。

がん検診を受けよう

秋期健診は11月６～10日に実施します。集団健診は今年度最後です。
忘れずに受診しましょう。（詳細は９月第１週回覧にてご案内いたします。）



日本人の２人に１人が、がんと診断されています

男性は３人に２人
女性は２人に１人が

一生のうちに何らかのがんにかかるといわれています。
また、がんと診断される人は中高年になると目立って増えてきます。
※国立がん研究センターがん情報サービスより

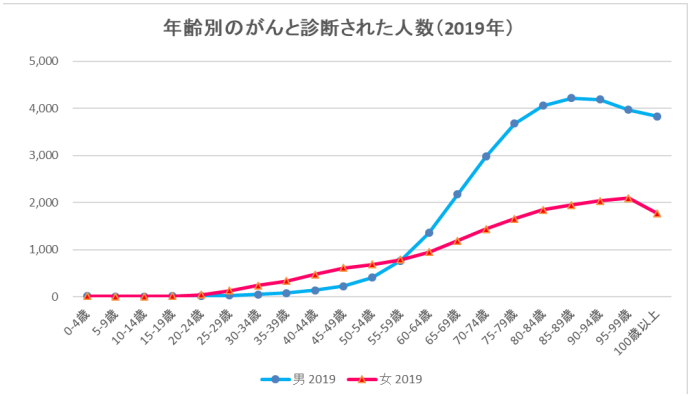

がんは、早期発見・早期治療することで治すことができる病気です

医療の進歩などにより、がんと診断された人の約６割が治る（10年生存率）時代となっています。早期に発見して治療できれば、胃がん、大腸がん、乳がんなどは約９割が治るとされています。
※国立がん研究センター「がん登録データと診療データとの連携による有効活用に関する研究班」より

早期発見するためには、欠かさずにがん検診を受けることが大切です。
今金町では、がん検診の費用助成を行っています。詳しくは右QRコード、ホームページまたは、下記お問合せ先までご連絡ください。

主ながん検診の種類



がん検診でがんの疑いがある病変などが認められた場合、「要精密検査」と判定されます。精密検査により病変ががんなのか、ほかの病気なのか等詳しく調べる必要があります。
早期がんのうちに発見・治療ができれば、完治しやすくなるだけでなく、治療による体への負担やかかる時間・費用が少なくてすみます。
「要精密検査」と判定された場合、必ず精密検査を受けましょう。

【問合せ】今金町保健福祉課健康づくりグループ　☎82-2780　平日８時30分～ 17時15分（祝日除く）

閉庁日の死亡届に伴う火葬許可証の交付時間は、届出をする日の前日又は、当日の２時間前に役場へ